

調達管理番号・案件名

24a00482_フィリピン国地震、津波、火山の監視および情報発信のための能力開発プロジェクト(QCBS)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年8月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第2章 特記仕様書案 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点 2.表内	「提案を求める事項」と「特記仕様書(案)での該当条項」の対応は正しいか。	「特記仕様書(案)での該当条項」に記載の対応する条項に誤りがあり、以下のとおり訂正いたします。 No.1:【誤】第3条2.(8)、【正】第2章第3条2.(10) No.2:【誤】第3条2.(9)、【正】第2章第3条2.(11) No.3:【誤】第3条2.(10)、【正】第2章第3条2.(12)
2	14	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条2(4)	JICAが別途派遣する予定の津波シミュレーションの技術指導に関する有識者(短期専門家又は調査団の派遣)の活動分については第3条の2(2)の業務量目途には含まれていないとの認識でよいか。	第2章第3条2の「(4)JICAが別途派遣する専門家等との協力」に関連する業務は、第3章2の「(2)業務量目途」において技術移転業務は含みません。但し、プロジェクトの計画・調整に係る業務(短期専門家派遣の計画(案)の作成・更新、JICA調査団として受入の際のフィリピン側カウンターパートとの調整や受入れ支援(参加者情報の取り纏め、会議室の手配、講義・実習・見学の準備など)等)は含みます。
3	17	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第4条2(1)①	成果1に関わる活動の活動1-2の対象は「機材」とのみあるが、これは活動1-1との関係から地震観測機材及び通信機材との理解でよいか。	活動1-2の対象となる機材は、活動1-1の対象機材である地震観測機材及び通信機材となります。
4	27	別紙 案件概要表 3.事業概要 (9)3)	該当部分の文章内に「避難計画策定に係るガイドライン」の文言があるが、特記仕様書(案)内には記載が見当たらない。本業務における同ガイドラインの取り扱いはどのように理解したらよいか。	「活動3-3:活動3-3:活動3-1及び活動3-2に基づき、DOST-PHIVOLCSの津波の危険性と警報に関するツールおよび情報資料を作成・改善し、パイロットサイトにおけるステークホルダー(災害対応機関、沿岸コミュニティなど)の認識と準備を向上させる。」において、パイロット地域の防災関係機関がDOST-PHIVOLCSが作成する津波浸水ハザードマップを作成・更新する際に、合わせて避難計画を策定することが想定されています。そのため、本業務において、災害時避難時に配慮が必要とされる人々の視点を取り込まれるよう提案・助言を行うことを想定しています。

以上